

2024 年 5 月

お客さま 各位

長浜信用金庫

「口座管理法」に基づく一部業務の開始について

平素は、長浜信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024 年 4 月 1 日より、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」という）および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（以下「口座登録法」という）の施行に伴い、当金庫におきましても「口座管理法」に基づく一部業務を開始しましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 「口座管理法」および「口座登録法」に基づき、当金庫が行うこととなる業務とその開始時期について（予定を含む）

対象業務		各業務の開始時期（予定）
口座管理法	自金融機関口座への付番	2024 年 4 月
	他金融機関口座への付番	2025 年 3 月初旬
	相続時・災害時の口座照会	
	本人情報の最新化	
口座登録法	公金受取口座の登録等の受付	2025 年 3 月初旬

2. 預金口座への付番の意思確認について

当金庫では、口座管理法に基づき、新規で預金口座を開設されるお客さまに対して、預金口座へのマイナンバー付番の意向を確認させていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

3. 口座管理法、口座登録法のお問合せ先

デジタル庁

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120 - 95 - 0178

以 上

預金口座付番手続きに関するご案内

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手続きの際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客様に対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

本申込を行うお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、当金庫「個人情報等のお取り扱いについて」をご参照ください。当金庫ホームページ、または当金庫窓口でご確認いただけます。

6. 預貯金口座付番の結果通知について

金融機関の窓口でのお客様へのご説明をもって結果通知とさせていただきます。

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記2. への承諾）	個人番号届出書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 ^{※1}
個人番号	個人番号が確認できる書類 ^{※2}

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

よくあるご質問について

Q

マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、マイナンバーで管理する口座情報が悪用されないか心配だわ。

＼ 大丈夫！ /

マイナンバーカードに、口座情報が登録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。

となりを見てね！▶

Q

自分が持っている複数の金融機関の口座を一度にマイナンバーで管理できるようになるということだけど、住所の更新が出来ていないとどうなるの？

金融機関に届け出している住所等の更新が出来ていないと、本人の口座だと認識されずに、マイナンバーでの管理が出来ないよ。住所等の更新は実施してから、本制度の申請をしてね。

口座管理法

マイナンバーを用いて預貯金口座を管理する制度について

- ① 本人同意を前提とし、今後、金融機関及びマイナポータルから、一度に複数の預貯金口座への付番が行えるようになります。
- ② マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

付番を行うことによるメリットについて

相続時又は災害時の手続きが楽になります
(詳細は、ウラ面をご覧ください)。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー
☎ 0120-95-0178

受付時間 平日 9:30～20:00
 土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 050-3818-1250
その他のお問合せ 050-3816-9405

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について 0120-0178-26
Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等 0120-0178-27
Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和6年度
末頃開始

金融機関とマイナポータルから

申請できるようになります！

口座管理法制度

こうざかんりほうせいど

相続時や災害時の手続きが楽になる

って知っていますか？

どう利用するの？

メリットって？



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

口座管理法制度により、一度に複数の預貯金口座をマイナンバーで管理できるようになります。この申込を「付番の申出」と言います。マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

どんなメリットがあるんだろう

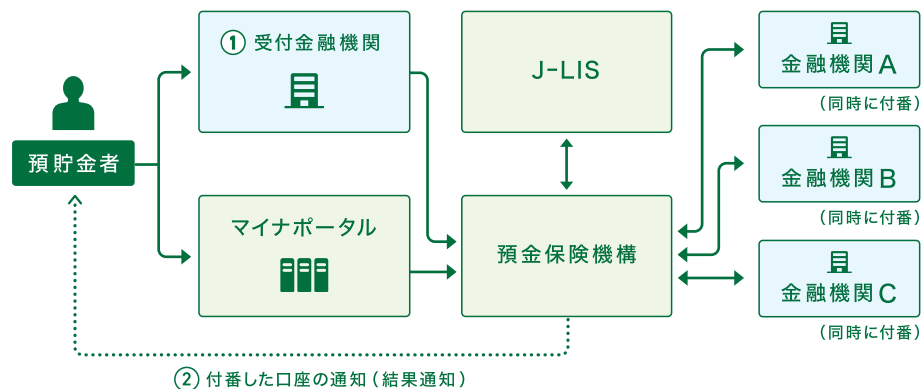


	対象者	課題	口座管理法制度のメリット（課題解決）
付番の申出	預貯金口座を複数の金融機関にて開設している方	複数の金融機関に対して、申込をしなければならない	一度に複数の金融機関に対して、申し込み可能になる
相続時口座照会	ご自身の相続に備えたい方（被相続人）	相続人は被相続人の口座情報が分からない	マイナンバー 123456789012 相続人が被相続人の口座情報を把握可能になる
災害時口座照会	取引金融機関の支店がない地域に避難した方や災害で通帳・キャッシュカードを紛失した方等（被災者）	通帳・キャッシュカードが手許に無い 避難地等で現金が引き出しできない	マイナンバー 123456789012 避難先にある金融機関が口座情報を確認し、現金が引き出し可能になる
			預貯金者 申込の手間等を削減できる
			相続人 相続財産調査のための手間等を削減できる 口座の把握漏れを減らし、より確実な資産相続ができる
			被災者 災害時に自身の口座を特定し、より円滑な現金確保ができる

他金融機関の口座を含めて付番の申出をする流れ

金融機関とマイナポータルから申請できるようになります！

「付番の申出」では、口座をお持ちの複数の金融機関に対して一度に申請をすることができます。この仕組みのイメージは右記のとおりで、預金保険機構や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を経由して必要な情報の連携を行います。



① 口座をお持ちである金融機関のうちの、任意の1つの金融機関 ② マイナポータルからの申請の場合は、マイナポータルから結果通知を実施

預金保険機構とは？

預金者の保護を主な目的として設立された認可法人です。口座管理法制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、必要な情報の連携等を行います。

地方公共団体 情報システム機構（J-LIS）とは？

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等を行っている法人です。口座管理法制度では、預金保険機構へのマイナンバーの提供等を行います。

よくあるご質問について



口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの？

＼ 大丈夫！ /

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。公金受取口座に登録したからといって、預金残高などが知られることはありませんから安心してね！



マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だわ

＼ 大丈夫！ /

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。



となりを見てね！▶

もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック！

デジタル庁
「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



公金受取口座登録制度

公金受取口座登録制度について

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、コロナ等の緊急時の給付金や児童手当等の公金給付の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。公金受取口座として登録できる口座は、ご本人名義であることを前提に、1人1口座です。

公金受取口座の登録方法について

マイナポータルでの登録に加えて、今後新たに金融機関からも登録申請ができるようになります。

公金受取口座を登録するメリットについて

国民が登録することによって、これまで給付金ごとに申請していた手続きが簡素化され、給付金の受け取りも早くなります。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー
 0120-95-0178

受付時間 平日 9:30～20:00
 土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**
その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**
Inquiries about the Social Security and Tax Number System.
マイナンバーカード等 **0120-0178-27**
Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和6年度
末頃開始

金融機関からも登録できるようになります！

登録されましたか？

どう利用するの？

登録方法は？

メリットって？

こうきんうけとりこうせ

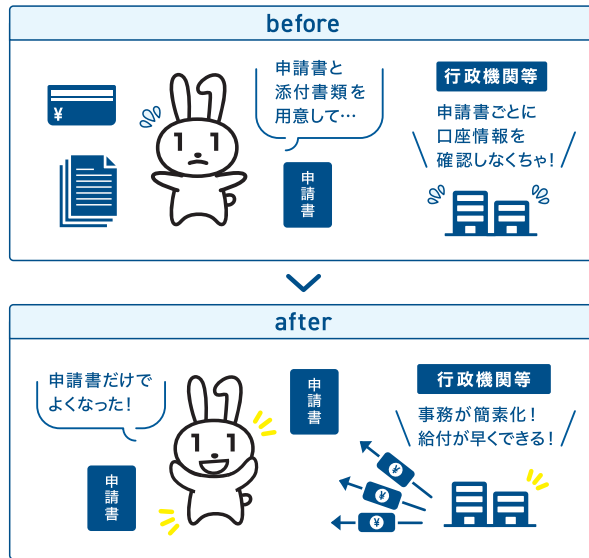
緊急時等の給付金の受取がスムーズになる



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

公金受取口座登録制度でできること



公金受取口座登録制度ってなに?

給付金等を受け取るためのご本人名義の預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

どんないいことがあるの?

公金受取口座を登録しておく、緊急時のもの、年金、児童手当等、今後の給付金の申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

登録可能な口座は?

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

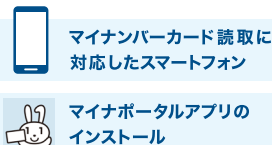
※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」
https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance



スマートフォンを利用した登録方法

登録に必要なものは? >

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、右記が必要です。



簡単な操作で
すぐに登録ができるよ



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします。

「マイナンバーカードを読み取る」をタップして読み取らせると、ご本人情報が自動で入力されます。内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。

「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

マイナポータルとは?

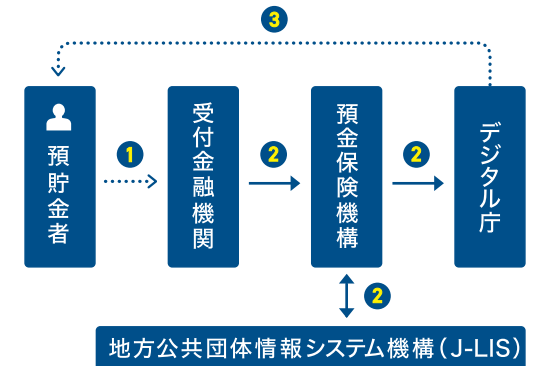
マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



<https://myna.go.jp>

令和6年度
末頃開始

金融機関経由で登録する流れ



公金受取口座の登録等の申込

1 公金受取口座の登録等の申込をします(個人情報が含まれます)。

預金保険機構経由の情報連携

2 申込情報は、預金保険機構及びJ-LISにて確認等が行われた後に、デジタル庁へ提供されます。

結果の通知

3 デジタル庁から、公金受取口座の登録等申請結果が通知されます。

預金保険機構とは?

預金者の保護を主な目的として設立された認可法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、金融機関からデジタル庁への情報連携等を行います。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは?

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等をしている法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいか預金保険機構が確認するために必要な情報の提供等を行います。